

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 川島町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	3	65,410	7	1,310	0	64,100
1	71	塩化第二鉄	1	10	81,000	5	81,000	0	0
1	80	キシレン	7	1	552,670	2	1,670	0	551,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	1	395,400	4	2,400	0	393,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	5	42,100	8	0	0	42,100
1	300	トルエン	5	4	1,298,000	1	28,000	0	1,270,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	407,000	3	0	0	407,000
1	400	ベンゼン	4	5	78,000	6	0	0	78,000
1	438	メチルナフタレン	3	8	17,200	10	8,700	0	8,500
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	9	20,300	9	20,300	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	10	700	12	700	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	960	11	960	0	0
合計			—	—	2,958,740	—	145,040	0	2,813,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。